○中国地方整備局告示第七十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、千代川水系千代川、新袋川・袋川及び八東川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び鳥取河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十年中国地方整備局告示第九十五号及び平成二十四年中国地方整備局告示第八十六号は、廃止する。

平成二十八年六月九日

中国地方整備局長　丸山　隆英

○中国地方整備局告示第七十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、天神川水系天神川、国府川、小鴨川及び三徳川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び倉吉河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十一年中国地方整備局告示第十四号は、廃止する。

平成二十八年六月九日

中国地方整備局長　丸山　隆英

○中国地方整備局告示第七十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、日野川水系日野川及び法勝寺川に係る洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び日野川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十二年中国地方整備局告示第三十八号は、廃止する。

平成二十八年六月九日

中国地方整備局長　丸山　隆英

○中国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月九日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百七十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東広島市黒瀬町津江字向原一六三番一から同市黒瀬町兼広字鷹ノ原八八七番六まで	前	二九・〇九～三一四・二三メートル	〇・六一二キロメートル	
	後	二九・〇九～三〇一・八九メートル	〇・六一二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○四国地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月九日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
西条市飯岡字八幡原一二一五番二から同市小松町新屋敷字西町裏甲五二六番一まで	前	A 八・五〇～二四・三〇メートル	四四・〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 八・五〇～二四・三〇メートル A 三〇・五〇～三五・四〇メートル	一二・五二〇キロメートル 三・七五〇キロメートル	
		B 二一・五〇～三五・四〇メートル	一二・五二〇キロメートル 三・七五〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月九日

四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	西条市大町字善恵川一〇〇七番二から同市大町字善恵川一〇四一番一まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年六月九日

人事異動

内閣

○農林水産大臣臨時代理解職

国務大臣　石井　啓一

農林水産大臣森山裕帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（六月三日）

○文部科学大臣臨時代理

国務大臣　島尻安伊子

文部科学大臣馳浩海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月六日）

法務省

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に任命する

椎橋　隆幸　渋谷　秀樹　只木　誠

勅使川原和彦　前田　雅弘

任期は平成二十八年十一月三十日までとする（各通）

判事　飛澤　知行

判事兼簡易裁判所判事　大竹　昭彦

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に任命する

加藤　俊治

同　金子　修　　同　北　佳子

同　曽木　徹也　　同　高橋　孝一

同　筒井　健夫　　同　西山　卓爾

同　宮田　誠司　　同　森本　宏

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に併任する

併任の期間は平成二十八年十一月三十日までとする（各通）

同　上原　龍　　同　大原　義宏

同　佐藤　淳　　同　佐藤美由紀

同　西本　仁久　　同　松下　裕子

同　森本　宏　　同　山内　由光

同　和田　雅樹　　検事兼法務教官　川本　日子

検事兼法務教官　矢野　隆史

検事兼法務事務官　是木　誠

同　早渕　宏毅

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）に併任する

併任の期間は平成二十八年十一月三十日までとする（各通）（以上六月一日）

財務省

（国税庁長官官房審議官）財務事務官　貝塚　正彰

大臣官房付を命ずる（六月七日）